

イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害への対策

☎ 鳥獣被害防止対策協議会事務局 (3月31日☎まで=農村振興課内、☎025-520-5755、FAX025-526-6185、✉nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp
4月1日☎以降=農業振興課内、☎025-520-5755、FAX025-526-6185、✉nougyoushinkou@city.joetsu.lg.jp)

●農作物等鳥獣被害調査にご協力ください

電気柵の設置や捕獲活動などの対策を講じる上で重要な基礎データとなりますので、被害を確認した場合は下記のとおり報告してください。



調査対象	農作物全般（畑作物、果樹を含む）、農地および農業用施設
調査方法	別途農業者などに配布する調査票に発生の日数、被害状況を記入し、随時報告してください。（ファクシミリ・メール可）
報告先	問い合わせ先または各総合事務所（随時受け付け）

●有害鳥獣を捕獲しています

農作物の被害を防ぐため、（一社）新潟県猟友会の市内6支部が年間を通して、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲を実施しています。猟銃やわなを使用しますので、見かけても近づかないでください。住宅地や人が多く集まる場所では実施していません。※猟友会員は、捕獲活動時にオレンジ色の帽子とベストを着用しています。捕獲活動を行う際は、実施者が関係する町内会に周知します。



捕獲用わな（例）

※わなの設置場所には、設置者の住所・氏名などを掲示しています。



●鳥獣侵入防止用電気柵に触らないで！
～設置者は正しい設置を～
電気柵の危険表示に注意し、電線には絶対に触れないでください。



●設置者が行う安全対策のポイント

- ・見やすいように適当な間隔（100m程度）で、危険である旨の表示をする
- ・電源は必ず電気柵用電源装置から取る
- ・30V以上の電源（家庭用コンセントなど）を使用する場合は、必ず漏電遮断器を設置する

●電気柵機材の盗難防止対策を行いましょ

一昨年、市内で盗難被害が発生しました。日々点検を行う、主電源を番線で固定するなど可能な範囲で対策してください。

●集落ぐるみで鳥獣の出没にくい環境づくりを

屋外に放置された野菜くずや収穫されない不用な果実など、イノシシやクマの餌となるようなものがないか集落内を点検し、取り除いてください。



●鳥獣捕獲の担い手を募集

狩猟免許取得経費の補助など、各種支援制度を用意していますので、積極的に活用してください。



私道の整備費用を一部補助

☎ 8月31日☎までに道路課(☎025-520-5771)または各総合事務所

令和9年度に工事を計画している団体は、事前に相談してください。

●対象道路

不特定多数の人が通り、将来にわたり通行することが見込まれる幅員2.5メートル以上（道路改良工事の場合は1.8メートル以上）の道路で、次のいずれかに当てはまる道路。

- 道路の両端が公道に接続しているもの
- 道路の一端が公道に接続し、他の一端が幅員2.5メートル以上の私道に接続しているもの
- 道路の一端が公道または幅員2.5メートル以上の私道に接続し、他の一端が学校、保育園、その他の公共施設に通じて

いるもの ○道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

●対象工事

- 舗装新設工事
- 側溝改良工事
- 道路改良工事（工事の設計費および土地の分筆登記費を含み、用地取得費および物件補償費を除く）
- 舗裝修繕工事（舗装工事完了後、5年以上経過しているものに限る）

●補助金額

工事に要する費用または市が定める補助基準額のいずれか低い額の40%以内（限度額100万円）。



「加賀踏切」交通規制のお知らせ

☎ 道路課(☎025-526-5111、内線1604・1605)

期間 5月19日☎午後11時～10月末まで(予定)

加賀踏切（市道北本町春日山町線）の歩道設置工事に伴い、車両通行止め規制を行います。（※歩行者は、仮設踏切により通行は可能です。）
工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

